

○経済産業省令第二十二号

中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（平成二十年法律第三十三号）第十二条の規定に基づき、並びに同法を実施するため、東日本大震災に対処するための中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則の特例を定める省令の一部を改正する省令を次のとおり定める。

平成二十四年三月三十日

経済産業大臣 枝野 幸男

東日本大震災に対処するための中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則の特例を定める省令の一部を改正する省令

東日本大震災に対処するための中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則の特例を定める省令（平成二十三年経済産業省令第六十七号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第三号中「（規則第九条第二項第十二号又は第十三号に規定する事実^{（一）}に該当することとなった場合にあつては、売上割合が東日本大震災の発生後最初に百分の百以上となった売上事業年度にある特定基準日までの期間。次項において同じ。）」を削る。

様式第一の表中「^{（二）}日以後の」を「^{（二）}日から施行日以後6月を経過する日までの」に改める。

様式第三の記載要領第四号中「~~ホ~~23号」を、「~~ホ~~23号」に改める。

附 則

この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。